

(証券コード3779)  
(発送日) 2023年6月6日  
(電子提供措置の開始日) 2023年6月1日

株 主 各 位

東京都港区赤坂六丁目15番11号  
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社  
代表取締役社長 大谷 利興

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <http://www.j-escom.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、「投資家の皆様へ」の「株主総会情報」を選択いただき、ご確認ください。）

また電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/3779/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

[（上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジェイ・エスコムホールディングス」又は「コード」に「3779」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show</a></p></div><div data-bbox=)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月21日（水曜日）午後3時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月22日(木曜日) 午前10時  
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号  
ホテル アジュール竹芝 16階 曙の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
1. 第18期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第18期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理人により行使する議決権行使書及び代理権を証明する書面に加えて、代理人本人名義の議決権行使書のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日会場内には、当社定款の定めにより株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
  2. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
    - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
  3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  4. 当日はクールビズにて対応させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

# 事業報告

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日）における我が国の経済は新型コロナウイルス感染症の影響から正常化に向けて体制構築が進められているものの、世界規模での地政学リスクの顕在化、原材料価格等の高騰及び金融不安等により、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、当期より開始したデジタルマーケティング事業を中心に経営資源の選択と集中を加速し、継続的な収益体質の強化を目指すべく、新たな収益体制の構築を開始しております。現時点では、日本におけるデジタルギフト事業の展開等で投資が先行している状況ではありますが、BSPグループとの業務提携による投資事業組合等のファンド運営等新たな事業への投資も進めております。

理美容事業におきましては、顧客の来店頻度がコロナ禍前の状況にはなかなか戻らず、理美容店・エステティックサロンへの売上回復にはまだ時間を要しております。また、原材料不足による商品欠品、原材料高による仕入価格の上昇が追い打ちをかけている状況です。原材料高の商品価格への転嫁も検討を致しましたが、市場が受け入れ難い状況であろうと判断し、理美容事業を縮小する予定といたしました。

通信販売事業におきましては、上半期で発生した訴訟は現在係争中であります。当社のビジネスモデルの1つであるタレントを使用しての映像制作においては、再発防止に注意してまいります。また、今年度から映像制作部門を内製化することで顧客企業の要望を取り入れやすくなったことで顧客満足度を高め、映像制作の受注の増加につなげております。コロナ禍やインフレ等の影響により通信販売業界の競争も激しくなる中で、消費者が必要とする商品の選定、TVを視聴してショッピングを楽しむ消費行動や顧客動向・市場動向の調査・分析の重要性が増しております。当社は、市場動向をみながら、顧客企業や取扱商材の多様化による売上拡大を進めており、その一例として、美容関連商材のみで構成した新形態の番組の収録を2023年2月に実施し、新規顧客企業の獲得につなげております。ま

た、通信販売事業を通して取り扱う商材についても、商品販売だけでなく資料請求等を含めた情報提供等への拡大も進めており、引き続き市場のニーズにマッチしたサービスを提供することで新たな受注に繋げていきたいと考えております。また、当社の既存消費者顧客に対するアウトバウンドによる商品紹介についても、積極的にコンタクトを取らせて頂くことで継続的な収益につなげながら、試験的にDM発送受託事業も開始し、収益構造の多様化を進めております。

デジタルマーケティング事業におきましては、前述のとおり日本でのデジタルギフト事業の運営体制を構築しつつ営業も開始しております。韓国でのデジタルギフト事業のノウハウ等を活かして、日本市場に合うシステムの開発も営業活動と並行して行っております。なお、デジタルマーケティング事業に関しましては、連結企業の決算期が12月であることから、当社連結グループにおける決算数値は3カ月遅れで反映させており、みなし取得日である2022年6月30日以降の第3四半期以降（2022年7月1日～2022年12月31日）を損益計算書に反映させております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,617,004千円（前連結会計年度比72.5%増）、営業損失は63,471千円（前連結会計年度は11,923千円の営業利益）、経常損失は28,172千円（前連結会計年度は15,971千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益は41,288千円（前連結会計年度比889.5%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、Mafin inc.の100%の議決権を取得し、連結子会社になったことに伴い、デジタルギフトに関連する事業等を含めたデジタルマーケティング事業を新たに開始し、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。また、コンサルティング事業に関しましてはデジタルマーケティング事業に注力し、事業規模を縮小していることから詳細の概況は記載しておりません。

#### 《理美容事業》

理美容事業におきましては、前期に好調だった韓国コスメ商材が、同韓国メーカーの日本市場への進出により取扱いが停止となったこと、為替の動向、原材料の欠品及び原材料高の影響で商品供給に問題が生じ、顧客への商品供給が安定していない状態です。結果として、特に前期からの反動が大きく当該事業における売上高は180,756千円（前連結会計年度比19.3%減）となりました。

### 《通信販売事業》

通信販売事業におきましては、第1四半期より継続しております訴訟事件が解決しておらず、再収録等に必要となった費用等の負担が発生しております。コロナ禍やインフレ等の影響により通信販売事業の競争も激化しており、当社としては取扱商品の多様化、番組構成・訴求方法などを研究し、一般消費者の購買動向に沿った番組制作を進めてまいります。当期は、顧客企業数の拡大及び顧客企業への放送枠の販売拡大に至らず、当該事業における売上高は670,527千円（前連結会計年度比0.8%増）となりました。

### 《デジタルマーケティング事業》

デジタルマーケティング事業におきましては、韓国市場における既存事業は順調に利益を確保しておりますが、日本市場におけるデジタルギフト事業については、営業活動は開始しておりますが、まだ投資が先行している状態であります。その結果、当該事業における売上高は748,070千円となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は14,589千円であります。その主なものは韓国におけるソフトウェアの拡充です。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、2022年12月2日の取締役会決議により、第三者割当による新株式を発行し、2022年12月22日に金111,690千円の資金調達を行いました。また、子会社であるJ E・B S P第1号投資事業有限責任組合において2023年1月16日付投資事業有限責任組合契約に基づく110,000千円の資金調達を行い、同じく子会社である株式会社マフィンホールディングスにおいて2023年1月25日の取締役会決議により、第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、2023年1月30日に金210,000千円の資金調達を行いました。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
当社は2022年6月10日を効力発生日としてMafin inc.の全株式を取得し、同社及びその子会社を当社の子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第15期 (2020年3月期)	第16期 (2021年3月期)	第17期 (2022年3月期)	第18期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売 上 高(百万円)	1,267	1,052	937	1,617
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )(百万円)	50	28	15	△28
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 ( △ )(百万円)	6	△17	4	41
1株当たり当期純 利益又は1株当たり( 円 ) 当期純損失 ( △ )	0.64	△1.65	0.40	3.83
総 資 産(百万円)	579	542	512	2,821
純 資 産(百万円)	385	368	372	627

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しております

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は 出資金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社スープ	200百万円	100%	理美容商材等の販売、企業向けコンサルティング、その他事業
株式会社東京テレビランド	50百万円	100%	テレビ通販及びインターネットでの通信販売
株式会社マフィンホールディングス	47百万円	100%	持株会社
Mafin inc.	2,963百万 韓国ウォン	100%	リワード広告事業
Smartcon inc.	1,366百万 韓国ウォン	100%	デジタルギフト事業
株式会社マフィン	2百万円	100%	デジタルギフト事業
株式会社J E インベストメント	1百万円	100%	投資事業組合の運用及び管理
J E ・ B S P 第 1 号 投資事業有限責任組合	102百万円	0.1%	投資事業有限責任組合

- (注) 1. 2022年6月10日付でMafin inc.の全株式を取得し、同社の子会社であるSmartcon inc.及び株式会社マフィンと合わせて各社を連結子会社といたしました。
2. 2022年12月13日付で株式会社J E インベストメントを設立いたしました。
3. 2023年1月16日付で投資事業有限責任組合契約を締結し、業務執行組合員としてJ E ・ B S P 第 1 号投資事業有限責任組合に参画しております。
4. J E ・ B S P 第 1 号投資事業有限責任組合における議決権比率の欄には、当該組合に対する出資割合を記載しております。

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社スープ	東京都港区赤坂六丁目15番11号	187百万円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は512百万円であります。

## (4) 対処すべき課題

当社グループでは、継続的に利益を計上できる体制を整えるべき、以下の事項を対処すべき課題として経営政策を実行してまいります。

### ①営業部門における収益体制の拡大

当社グループは、通信販売事業と当期より開始したデジタルマーケティング事業を主な事業の柱として経営資源を投入する方針です。日本でのデジタルギフトの展開については韓国における事業のノウハウを取り入れながら、人材の確保や営業体制の構築などと並行して営業活動を進めてまいります。現在は初期投資が未だ必要な段階ではありますが、収益確保にむ

けて、新規顧客開拓、取引継続など営業体制を強化し、顧客満足度の追求を行ってまいります。また企業買収、投資事業有限責任組合の組成についても継続し、利益確保を目指す方針です。

②人材の増員及び職場環境の充実

業務の効率化を推進し、必要なスキルを保有した人材の採用を進めてまいります。また「人材及び社内環境整備に関する育成方針」を定め、生産性の向上、優秀な人材の確保と共に社内における教育を行い、離職防止に努めます。また、柔軟な働き方を検討することで人材の多様化を進めてまいります。

③経営環境の充実

当社は、継続して持株会社としてグループ全体の経営環境を充実させてまいります。独立社外役員及び内部監査部門等と協力し、コーポレートガバナンスの充実に取り組むのと同時に、社会的な責任を果たすべく、「地域の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動に積極的に参加・協力し、地域との共存を目指す。」こと及び「環境に配慮した企業活動を行い、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与する。」を行動指針とし、当社グループと社会の双方が持続的に成長できるよう行動してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業内容	主要な業務
理美容事業	理美容室、エステサロン向け消耗品販売事業
コンサルティング事業	企業向けコンサルティング業務
通信販売事業	テレビ通販とインターネットによる通信販売
デジタルマーケティング事業	リワード広告及びデジタルギフト事業

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本	社	東	京	都	港	区
---	---	---	---	---	---	---



## ② 子会社

株式会社 スー プ	本社（東京都港区）
株式会社東京テレビランド	本社（東京都港区）
株式会社マフィンホールディングス	本社（東京都港区）
M a f i n i n c .	本社（大韓民国ソウル市江南区）
S m a r t c o n i n c .	本社（大韓民国ソウル市江南区）
株式会社 マ フィン	本社（東京都渋谷区）
株式会社 J E インベストメント	本社（東京都港区）
J E ・ B S P 第 1 号 投資事業有限責任組合	本社（東京都港区）

## (7) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
理美容事業	6（－）名	1名減（－）
コンサルティング事業	1（－）	増減なし（－）
その他		
通信販売事業	15（6）	3名増（5名増）
デジタルマーケティング事業	67（－）	67名増（－）
全社（共通）	4（－）	増減なし（－）
合計	93（6）	69名増（5名増）

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. その他事業については、コンサルティング事業の従業員が兼務しております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 前連結会計年度と比較して使用人数が69名増加しておりますが、主としてMafin inc.の100%の議決権を取得し、同社並びに同社の子会社であるSmartcon inc.及び株式会社マフィンの3社を新たに連結子会社としたことに伴いデジタルマーケティング事業を開始したことによるものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	増減なし	38.5歳	6.8年

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 22,932,000株

② 発行済株式の総数 11,567,990株

(注) 2022年12月22日～23日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済み株式の総数は1,095,000株増加しております

③ 株主数 3,531名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社KJCインター	3,626千株	31.35%
株式会社明日クリエイト	1,626千株	14.06%
株式会社ジャック	675千株	5.84%
株式会社メロスコスメティックス	250千株	2.16%
株式会社SBI証券	234千株	2.03%
GMOクリック証券株式会社	146千株	1.26%
宮村歌子	134千株	1.16%
宗田こずえ	120千株	1.04%
上田八木短資株式会社	119千株	1.03%
猪田彰	111千株	0.97%

(注) 持株比率は自己株式 (317株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は2022年12月2日開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当による新株式の発行を決議し、2022年12月22日に払込を完了しております。

払込期日	2022年12月22日（木）～23日（金）
発行新株式数	当社普通株式1,095,000株
発行価額	1株につき 金102円
調達資金の額	金111,690,000円
資本組入額	金55,845,000円
募集又は割当方法	第三者割当方式
割当先	株式会社K J Cインター 450,000株 株式会社明日クリエイト 450,000株 宗田 こずえ 120,000株 ゼストブレイン・コンサルティング合同会社 40,000株 指方 健治 10,000株 瀬戸 見文 10,000株 鈴木 溶子 10,000株 朴 真奈美 5,000株

## ⑥ 当社が保有する株式に関する事項

### イ. 政策保有に関する方針

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、対象先と当社グループが継続的な取引関係を有しており、取引関係の継続又は取引の拡大のために株式の保有が必要であることを取締役会で判断した場合に政策保有株式として保有します。政策保有株式については、当社グループの経営戦略上一定の利益が見込めるものと取締役会で判断したものを除き、原則的には新たな保有は行わない方針です。なお2023年3月末において政策保有株式を保有していないことから、取締役会において政策保有株式の保有の可否に関する検証は行っておりません。

### ロ. 政策保有株式の議決権行使の基準

当社グループに対して中長期的に利益が生じるかを総合的に判断し、原則的として全ての議案に議決権を行使します。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（2023年3月31日現在）  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員者の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 谷 利 興	株式会社スープ代表取締役 株式会社東京テレビランド代表取締役 株式会社マフィンホールディングス代表取締役 Mafin inc. 代表理事 Smartcon inc. 代表理事 株式会社マフィン代表取締役 株式会社JEインベストメント代表取締役 株式会社ゼストブレイン代表取締役
取 締 役	丁 廣 鎮	株式会社スープ取締役 株式会社東京テレビランド取締役 株式会社マフィンホールディングス取締役 株式会社マフィン取締役 株式会社ジャック代表取締役 株式会社ジャック・インベストメント代表取締役 株式会社K J Cインター代表取締役
取 締 役	宗 田 こ ず え	業務管理統括本部長 株式会社スープ取締役 株式会社東京テレビランド取締役
取 締 役	雙 田 裕 三	雙田裕三税理士事務所所長
常 勤 監 査 役	美 濃 部 健 司	株式会社スープ監査役 株式会社東京テレビランド監査役 株式会社マフィンホールディングス監査役 株式会社マフィン監査役
監 査 役	御 子 柴 健 治	
監 査 役	萩 原 貴 彦	萩原法律事務所代表

- (注) 1. 取締役雙田裕三氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役3名は、すべて社外監査役であります。  
 3. 取締役雙田裕三氏及び監査役御子柴健治氏は、財務、会計及び内部統制に関する豊富な経験や幅広い見識を有しております。  
 4. 当社は、雙田裕三氏、御子柴健治氏、萩原貴彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。  
 2022年8月10日をもって取締役関口博氏は自己都合により辞任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役萩原貴彦氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社6社の役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	22 (0)	22 (0)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	1 (1)	1 (1)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	23 (1)	23 (1)	—	—	9 (5)

- (注) 1. 上記には2022年8月10日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。  
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で定めており、その内容は株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。

・基本方針

当社の報酬制度として、当社の業績を踏まえ、職責及び業績に対する貢献度を総合的に勘案して報酬額及び報酬構成割合等を決定し、他企業等の報酬との比較等の手段により当該妥当性を検討したうえで支給することとしております。なお、当社は業績連動型報酬を採用しておらず、基本的に業績により報酬が変動する要素はございません。

・取締役の報酬等の構成及び決定方法

取締役の報酬等は、固定報酬（毎月支給する定額の金銭報酬）、賞与及び株式報酬型ストックオプションで構築しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において全体の報酬限度額（株式報酬型ストックオプションを除く）を年額合計130百万円以内とし、別枠で年額100百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を発行することと決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で取締役会の決定を経て支給しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、5名（うち社外取締役0名）です。

また、賞与及び株式報酬型ストックオプションに関しましては、当該報酬の額、支払時期及び算定方法等の内容を株主総会において決議し、支給することとしております。

・監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役については固定報酬のみを支給しております。当該内容については、2006年6月29日開催の第1回定時株主総会において報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で監査役の協議を経て支給することとしております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、3名（うち社外監査役3名）です。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会で当該決定方針との整合性を含めた検討を行った上で個別の報酬額を決議しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役雙田裕三氏は、雙田裕三税理士事務所の所長です。当社と雙田裕三税理士事務所との間に特別な関係はありません。
  - ・常勤監査役美濃部健司氏は、株式会社スープ及び株式会社東京テレビランドの監査役です。株式会社スープ及び株式会社東京テレビランドは当社の子会社です。
  - ・監査役萩原貴彦氏は、萩原法律事務所代表です。当社と萩原法律事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取締役	雙田裕三	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、主に税理士としての見地から取締役会において積極的に意見を述べており、特に財務・会計について専門的な立場から当社経営に関する監督・助言を行う等意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	美濃部健司	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会6回の全てに出席し、監査役としての立場から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	御子柴健治	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会6回の全てに出席し、財務・会計の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。
監査役	萩原貴彦	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回及び監査役会6回のうち5回に出席し、弁護士としての観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を発言しています。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 アスカ監査法人

## ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等について必要な検証及び審議を行った結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

## ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、株主の皆様や取引先に対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、内部統制システムに伴いコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るとともに、リスク管理規程を制定し、リスク管理体制の強化にも取り組む等、法令順守に努める。

また、取締役会において、定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価、並びにリスク対応策の決定を行う。

② 業務管理統括本部内にコンプライアンス事務局を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備、強化を図るものとする。

③ 反社会的勢力との関係を排除するとともに、行政等とも連携を取りながら当社グループ組織全体として毅然とした態度で対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告等、取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程のほか、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適切な保存・管理を行う。

(3) 損失の危険に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は業務管理統括本部が行うものとする。但し、新たに生じたリスクについては、取締役会において、速やかに対応責任者となるべく取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会については、取締役会規程に基づきその適切な運営を確保するため、月1回の定例開催を原則とし、その他必要に応じ随時開催する等、取締役間意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する体制を引き続き維持強化する。

- ② 当社の経営戦略等の重要事項の意思決定のプロセスは、十分な議論を重ね、その審議を経て執行決定を行うものとする。
  - ③ 取締役会は、取締役、職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配、意見決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社が定めるコンプライアンス規程は、当社グループ共通の行動指針であり、これを基本としてグループ各社で諸規程を定めるものとする。
  - ② 当社グループの経営管理については、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、業務管理統括本部はこれらを横断的に推進し管理する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役を補助すべき使用人については、必要に応じ内部監査室がこれを補う体制とし、そのために必要な人員を配置する。
  - ② 監査役を補助する使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等に関しては、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。
- (7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況などの内容を速やかに報告する。また監査役は必要に応じて取締役又は使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
  - ② 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役はその職務の執行について必要と認められる費用を予め当社に提示するものとし、当社は当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用を負担する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役監査規程及び監査役会規程を定め、監査役の監査が適正かつ円滑に行われるための環境を整備するよう努める。
- ② 取締役との意思疎通を図る体制を整備するとともに、会計監査人及び内部監査室とも連携し、相互に補完あるいは牽制する関係を構築するものとする。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) 職務執行の適正について

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成し、社外監査役3名も出席しております。取締役会は毎月定例の開催のほか必要に応じて随時開催し、経営の基本方針や法令で定められた事項、その他経営に関する事項を決定しております。

- (2) コンプライアンスに対する取組みの状況について

業務管理統括本部内に設置したコンプライアンス事務局において、コンプライアンス規程に従い取締役及び従業員が法令・定款等を順守することの徹底を図るために、コンプライアンスに関する教育を実施しております。

- (3) リスク管理体制について

取締役会において定期的なリスク評価会議を開催し、当社グループのリスク項目の識別及び評価並びにリスク対応策の決定を行い、当該決定及びリスク管理規程に基づき従業員に対してリスク対応に関する周知、徹底を図っております。

- (4) 当社グループにおける業務の適正について

当社子会社の経営管理につきましてはグループ共通規程を定めるとともに、セグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、業務管理統括本部において横断的に管理しております。

#### (5) 監査役監査について

監査役会は、社外監査役3名で構成しており、1名の常勤監査役が中心となり定例監査役会を四半期毎に開催するほか内部監査室及び会計監査人との連携を緊密にし、取締役の職務の執行を十分に監視及び監査する体制となっております。また、内部監査室と協力し、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

#### <ご参考>

##### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループの経営理念である「すべてのステークホルダーの皆様の高い満足度を提供する」ことを目標として、グループ全体の持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。その実現のために、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けており、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図ることによりコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

##### (2) コーポレート・ガバナンスに係る基本方針

- ① 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。
- ② 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③ 当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。
- ④ 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たします。
- ⑤ 当社は、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話に努めます。

#### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、内部留保の充実については安定した事業継続のため必要なことと認識しております一方、必要以上の内部留保の蓄積は行わず、業績に応じて適正に行うことを前提に、安定配当の維持を目指し、高配当性向を基本方針に据えています。

しかしながら、当期においては利益剰余金がマイナスとなっておりますので、無配とさせていただきます。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流動資産</b>	<b>2,477,787</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,878,245</b>
現金及び預金	1,320,823	支払手形及び買掛金	217,434
売掛金	1,083,285	未払金	903,043
棚卸資産	3,536	前受金	557,426
その他	119,961	未払費用	135,414
貸倒引当金	△49,818	未払法人税等	11,020
<b>固定資産</b>	<b>344,006</b>	賞与引当金	2,283
<b>有形固定資産</b>	<b>37,827</b>	その他	51,623
建物及び構築物	4,162	<b>固定負債</b>	<b>316,541</b>
工具、器具及び備品	7,915	長期借入金	311,737
土地	4,378	預り保証金	4,804
その他	21,370	<b>負債合計</b>	<b>2,194,787</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>20,506</b>	(純資産の部)	
投資その他の資産	285,672	<b>株主資本</b>	<b>525,218</b>
差入保証金	254,161	資本金	1,116,282
繰延税金資産	18,836	資本剰余金	677,950
その他	12,674	利益剰余金	△1,268,922
		自己株式	△92
		その他の包括利益累計額	△1,116
		為替換算調整勘定	△1,116
		新株予約権	1,007
		非支配株主持分	101,898
		<b>純資産合計</b>	<b>627,006</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,821,794</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>2,821,794</b>

# 連結損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,617,004
売上原価		864,666
売上総利益		752,338
販売費及び一般管理費		815,809
営業損失(△)		△63,471
営業外収益		
受取利息	1,041	
受取給付金	400	
還付加算金	47,411	
その他	6,639	55,492
営業外費用		
支払利息	2,513	
売上債権売却損	8	
為替差損	6,317	
商品廃棄損	5,744	
創立費償却	318	
社債発行費償却	1,243	
貸倒引当金繰入	2,124	
その他	1,922	20,193
経常損失(△)		△28,172
特別利益		
負ののれん発生益	100,224	100,224
税金等調整前当期純利益		72,052
法人税、住民税及び事業税	△4,405	
法人税等調整額	35,169	30,764
当期純利益		41,288
親会社株主に帰属する当期純利益		41,288

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 伊藤 昌久  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 今井 修二  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流動資産</b>	<b>28,455</b>	<b>流動負債</b>	<b>85,955</b>
現金及び預金	27,184	短期借入金	75,000
前払費用	728	未払金	4,707
その他	548	未払費用	1,267
貸倒引当金	△5	未払法人税等	1,125
<b>固定資産</b>	<b>484,238</b>	未払消費税等	1,971
<b>有形固定資産</b>	<b>0</b>	預り金	470
工具、器具及び備品	0	賞与引当金	1,239
<b>投資その他の資産</b>	<b>484,238</b>	その他	175
関係会社株式	374,238	<b>負債合計</b>	<b>85,955</b>
関係会社社債	110,000	(純資産の部)	
		<b>株主資本</b>	<b>426,738</b>
		資本金	1,116,282
		資本剰余金	677,950
		資本準備金	677,950
		利益剰余金	△1,367,392
		その他利益剰余金	△1,367,392
		繰越利益剰余金	△1,367,392
		自己株式	△101
		<b>純資産合計</b>	<b>426,738</b>
<b>資産合計</b>	<b>512,693</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>512,693</b>

# 損 益 計 算 書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	85,600
売 上 総 利 益	85,600
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	93,330
営 業 損 失 ( △ )	△7,730
営 業 外 収 益	566
有 価 証 券 利 息	548
そ の 他	18
営 業 外 費 用	621
支 払 利 息	621
経 常 損 失 ( △ )	△7,784
特 別 損 失	9,970
子 会 社 株 式 売 却 損	9,970
税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )	△17,754
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	950
当 期 純 損 失 ( △ )	△18,704

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社  
取締役会 御中

アスカ監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 伊藤昌久  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 今井修二  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	美濃部 健 司 ㊟
社外監査役	御子柴 健 治 ㊟
社外監査役	萩 原 貴 彦 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額1,367,392,842円を計上するに至っております。つきましては、税負担の軽減を図るとともに、当該欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、以下のとおり資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく存じます。

なお、本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更はなく、また、発行済株式総数も変更いたしませんので、株主の皆様のお所有株式数や1株当たり純資産額に与える影響はございません。

### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、以下のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

#### (1) 減少する資本金の額

2023年3月31日時点の資本金1,116,282,476円のうち、1,066,282,476円を減少し、50,000,000円といたします。

#### (2) 減少する資本準備金の額

2023年3月31日時点での資本準備金677,950,790円のうち301,110,366円を減少し、376,840,424円といたします。

#### (3) 増加する資本剰余金の額

その他資本剰余金1,367,392,842円

#### (4) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2023年8月1日

### 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金の合計額1,367,392,842円全額を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

## 第2号議案 取締役1名選任の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの拡充を目的として新たに独立性を保有する社外取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本総会で選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなっております。

取締役候補者は、次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
せきぐち ひろし 関口 博 (1955年11月21日)  新任	1987年11月 司法試験合格 1990年3月 弁護士登録(東京弁護士会) 1990年4月 松島総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 1995年4月 関口博法律事務所設立(現任) 2003年6月 ㈱エスコム(現 ㈱スープ) 監査役 2005年10月 当社監査役 2011年6月 ㈱モール・オブ・ティーヴィー(現 ㈱ジェイ・インターナショナル) 監査役 2014年6月 当社社外取締役 2017年8月 前澤工業㈱監査役 (重要な兼職の状況) 関口博法律事務所代表	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 関口博氏は、社外取締役候補者です。
3. 関口博氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、当社監査役の実験もあることから、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、主にコンプライアンスの観点において有益なアドバイスを期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。また同氏は当社を体調不良により2022年8月10日付で辞任しておりましたが、復帰したことに伴い再度当社の社外取締役として活躍していただきたいと考えております。
4. 関口博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社と関口博法律事務所との間には特別な利害関係はありません。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者は同保険の被保険者となる予定です。同保険の被保険者の範囲は、当社及び子会社5社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上



(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

本総会での議案が承認可決された場合の各取締役及び監査役が有する主なスキルは以下のとおりです。なお、下記リストは各人の有するすべてのスキルを表しているものではありません。

	事業運営の経験及び知見	財務・会計に関する十分な知見	M & Aに関する経験及び知見	人事・人材育成に関する知見	コンプライアンス・リスク管理に関する知見	国際性	女性取締役	独立性	専門性・資格保有者
大谷 利興	○	○							
丁 廣鎮	○	○				○			
宗田 こずえ			○	○	○		○		
雙田 裕三		○	○					○	税理士
関口 博					○			○	弁護士
美濃部 健司				○	○				
御子柴 健治		○	○					○	
萩原 貴彦			○		○			○	弁護士

## (ご参考) 取締役及び監査役の選解任に関する方針と手続き

### ・選解任の方針

当社は、当社グループの経営理念及び経営戦略等を踏まえ、人格、能力及び見識等を総合的に判断したうえで、適任とされる人物を候補者としております。重ねて監査役に関しましては専門的な知識と豊富な経験を保有し、当社の経営の監督に活かしていただけること、また社外役員については当社から一定の独立性を有していることを条件としております。

解任につきましては、法令や定款に違反した場合や、企業価値を著しく損なう恐れを生じさせた場合、健康上の理由から職務の継続が困難な場合など、客観的に解任が相当と考えられる事態が発生した場合としております。

### ・選解任の手続き

当社は、選任につきましては上記方針に基づき候補者を取締役会で内定し、その後株主総会の決議により決定いたします。なお経営陣幹部につきましては上記方針に基づき取締役会において決定しております。また、解任につきましては上記方針に基づき正当な理由があると判断した場合は取締役会で決議し、解任することとしております。なお監査役の選解任につきましては事前に監査役の同意を得ることとしております。

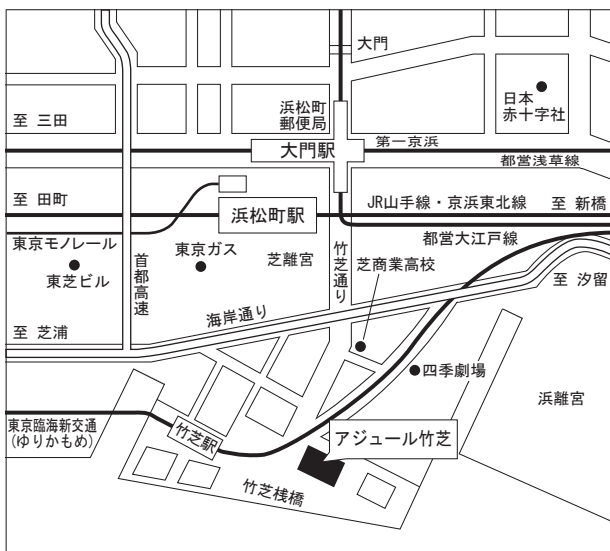
## (ご参考) 社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

1. 当社又は現在の子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役、会計参与又は支配人その他使用人（以下、「業務執行取締役等」という）ではなく、過去においても業務執行取締役等ではなかったもの。
2. 当社の経営を支配している個人（以下、「支配株主」という）又は親会社若しくは兄弟会社の業務執行取締役等（親会社においては監査役を含む）ではなく、過去においても支配株主又は業務執行取締役等ではなかったもの。
3. 当社の主要株主（10%以上）ではないこと（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行取締役等でないこと）。
4. 当社グループの主要取引先（直近に終了した年間連結総売上高の2%以上の取引があったもの）の業務執行取締役等でないもの。
5. 当社の会計監査人の社員、パートナー若しくは従業員ではないもの、又はそれ以外の公認会計士、税理士若しくは弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ていないもの。
6. 当社との間に重大な利害関係を有しないもの。なお、年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
7. 当社の業務執行取締役等が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行取締役等でないもの。
8. 過去3事業年度において3から7でなかったもの。
9. 配偶者及び二親等以内の親族が上記のいずれかに該当しないものかつ過去3事業年度において該当しなかったもの。

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区海岸一丁目11番2号  
ホテル アジュール竹芝 16階 曙の間



- 東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分
- JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より竹芝方向へ徒歩7分
- 都営浅草線・大江戸線大門駅出口「B1」「B2」より徒歩10分